

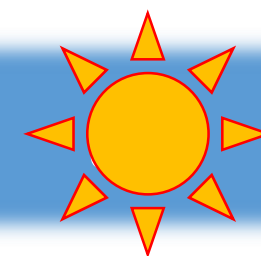


# みゃ〜く使ひ

〜宮古家畜保健衛生所〜

令和2年7月発行  
 沖縄県農林水産部  
 宮古家畜保健衛生所  
 宮古島市平良字西里1951  
 TEL (0980) 72-3321  
 FAX (0980) 72-6673

## 暑熱対策はできていますか？



今年は梅雨明けが6月12日と例年より早く、真夏日が1ヶ月以上と、暑い日が長く続いています。暑さ対策をしっかり行い、少しでも快適に過ごせるようにすることで、皆さんの財産である家畜を守りましょう。

### 牛 水分・塩分の補給

- いつでも新鮮な水を飲めるようにする（できれば冷水）
- ビタミンやミネラルを与える（鉍塩やザラメで補給できる）

### 畜舎 屋根・壁に断熱材の設置・塗布または散水

- 石灰を溶かしたものを屋根に吹き付け、日光を反射させる
- 畜舎のそばにグリーンカーテンを設置するのも効果あり
- 畜舎の屋根や周囲に散水・放水し、温度を下げる

注意

残飼が多い、飼槽が濡れるほどのよだれ、口を開けて早い呼吸をするなどの熱中症の初期症状には、冷水を飲ませる、送風して冷やすなど早めに対処し、獣医師の診察を受けさせましょう。

## 台風の時期がやってきます〜早めの対策を取りましょう〜

台風の被害は主に

「トタン屋根の破壊」「家畜の死亡やケガ」「サイレージの破損」です

### ★トタンは飛ばないように補強

- ・ 屋根が飛ばされると雨風によって家畜が衰弱し、最悪死ぬことも
- ・ 飛来したトタンは大変危険であるため、家畜が怪我をすることもあります

### ★サイレージは乾燥庫または1か所にまとめてロープで縛る

- ・ 500kgの大きなサイレージも転がります  
 →ラップが破れ、水や空気に触れると腐ったり、カビが生え、使用不可になります

台風対策は風が強くなる前に行い、被害を最小限にとどめましょう！



## みつばち ふそ 蜜蜂の腐蛆病検査について

家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく蜜蜂の腐蛆病検査は、これまで県外出荷（販売）蜜蜂を対象に検査を行ってきましたが、平成26年度から、県全体の清浄性を確認するため、検査対象を農場で飼養する蜜蜂に変更しました。

なお、県外出荷（販売）蜜蜂に対する腐蛆病検査および陰性証明書の発行を希望する場合には、出荷2週間前までに家畜保健衛生所までご連絡ください。

### 検査対象

家畜保健衛生所長が定める蜂場で飼養される蜜蜂

### 定期検査

- ・原則、年1回
- ・検査手数料：70円/群
- ※検査証明書を希望する場合は、別途400円/件

### 検査方法

- ・臨床検査
- ・細菌検査（必要と判断した場合のみ）

ただし、県内で腐蛆病が発生した場合は、家畜伝染病予防法第32条に基づき、県の範囲を超える蜜蜂の移出入には腐蛆病検査が必要になります。

## 農家さんへお願い



養ほう振興法第3条に基づく飼育届を提出してください。  
飼育開始時および毎年1月に、住居地のある市町村に提出お願いします。趣味で蜜蜂を飼育する場合を含む、全ての飼育者が対象です。



家畜保健衛生所の実施する腐蛆病の定期検査（家伝法第5条）を受けてください。



飼養する蜜蜂に対して適切な衛生管理をしてください。  
病気から養蜂場を守るには、蜂群をこまめに観察し、病気の早期発見と拡散防止に努めることが大切です。腐蛆病等の自主検査や出荷（移動）等の記録をしましょう。

蜜蜂に異常があれば家畜保健衛生所に通報してください。  
伝染病の疑いがあると判断した場合には、家畜防疫員が立入検査を実施します。

宮古家畜保健衛生所：☎ 7 2 - 3 3 2 1